平成２４年（フ）第３１２号
金沢市諸江町上丁481―２　クリアストリーム106号室、住民票上の住所石川県七尾市万行町26部13番地５、従前の住所石川県鹿島郡中能登町井田78部32番１地
債務者　平根奈美子（旧姓泉）
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１３号
石川県河北郡津幡町字領家ト４番地８、従前の住所石川県河北郡津幡町字北中条ナ１番地５
債務者　山岸　利幸
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８８号
長野県安曇野市三郷温2195番地１　カーサ・ナガオ105、前住所長野県安曇野市三郷温3031番地５
債務者　狩戸　美雪
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７２号
三重県名張市桔梗が丘西４番町２街区２番地
債務者　難波　　廣
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第７０号
三重県四日市市下之宮町214番地１、前住所三重県四日市市あかつき台２丁目１番地230
債務者　三木紀美子
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
三重県四日市市水沢町2017番地１
債務者　森　三千雄
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
三重県桑名市大字志知2506番地　ムーンリバーサイドＢ棟205号
債務者　西村　勝博
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
三重県三重郡菰野町大字竹成4127番地１　プレステージ千種302Ｂ棟
債務者　横田　由香（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
三重県桑名市新築町56番地　シングルステージ桑名104号、前住所三重県桑名市大字江場638番地３　スカイコート大和１Ｃ号
債務者　西山　和幸
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
滋賀県東近江市八日市清水２丁目４番４号、前住所愛知県西尾市吉良町木田宮脇24番地５ニチリンマンション101号
債務者　西　　竹一
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１３８号
滋賀県彦根市河原３丁目６番６号
債務者　山本　公嗣
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８９５号
京都市山科区西野小柳町２番地７　ターンドール西野102号室
債務者　久保　　悟
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１００号
京都市右京区嵯峨中又町27番地１　ハウスヴィラ田中307号
債務者　野瀬　康史
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町20番44号
債務者　関西モーターランドこと　南迫　廣憲
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９４号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目14番６号
債務者　中島　恒美
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１６号
兵庫県西宮市津田町２番20―603号
債務者　大谷　正明
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５５号
奈良市大森町24番地　メゾンアンテルナ奈良523号
債務者　藤村　隆雄
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
奈良地方裁判所